

## 松江市美保関地域いきいきまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市美保関地域いきいきまちづくり事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市美保関地域いきいきまちづくり事業補助金
補助金交付の目的	美保関地域の自治会・住民組織等が、新しいまちづくりを目指し、主体的・率先的に取り組む活動を支援することにより、まちづくりの高揚や、一体感の醸成を目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	①伝統文化継承・魅力創出・活性化支援事業 ・地域の伝統文化を保存、継承する事業 ・地域資源を活用し、地域の魅力を高める事業 ・地域住民による人づくり事業 ・ふるさと自然再生・美化事業 ②住民自治活動助成事業 ・世代間交流事業 ・地域生活の安心・安全確保に資する事業
交付の率又は金額	補助金交付の対象である事業に要する経費の3分の2以内の額(千円未満は切り捨てる。)とする。 補助金総額の上限額は、853,000円とする。
終期	令和9年3月31日
補助事業者の範囲	自治会連合会、単位自治会及び市長が認めた団体

(概算払)

第3条 補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができるものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。